



発行 東京都

目 次

40

規則

第二条の四第一項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「都外地域」を「別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域」に、「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十である地域」に改め、「在勤していた場合」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた者にあっては、当該在勤していた期間と当該採用の直後に区部・多摩地域等に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなる場合を含む。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に区部・多摩地域等に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が別表上欄に掲げる支給地域のうち支給割合が百分の二十以外の地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

3 定年前再任用短時間勤務職員で次の各号に掲げる職員については、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務とが引き続くものとみなして、第一項の規定を適用する。

- 1 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域であつて、支給割合が百分の二十以外の地域（以下「島しょ地域」という。）に勤務する者のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務する者
- 2 別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）で勤務する者のうち、地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き都外地域に勤務する者

附則第三項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部に規定する支給地域以外の地域」を「島しょ地域又は都外地域」に改め、「及び第一条の四第三項」、「別表上欄に掲げる支給地域のうち都外地域にあっては」及び「を、支給地域以外の地域（東京都の区域に限る。）にあっては

- 「支給地域以外の地域」という。）にあっては百分の九」を削る。
- 東京都規則第百七号
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。
 - 1 第二条の三中「東京都の部に規定する支給地域」を「支給割合が百分の二十」に改め、「別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域（以下「都外地域」という。）にあっては」及び「を、別表上欄に掲げる支給地域以外の地域（以下「支給地域以外の地域」という。）にあっては百分の九」を削る。

東京都知事 小池百合子

令和七年三月三十一日
地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

規則

- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則………（総務局人事部制度企画課）：一
- 東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則………（港湾局臨海開発部誘致促進課）：三
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則………（会計管理局管理部会計企画課）：四
- 特地勤務手当等支給規程の一部改正………（総務局人事部制度企画課）：四

訓令

別表中

奥多摩町

奥多摩町

百分の十六

大島町

利島村

新島村

神津島村

三宅村

御藏島村

八丈町

青ヶ島村

小笠原村

百分の
「百

に、

十二」を「百分の十六」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 島しょ地域(この規則による改正後の地域手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の四第三項第一号に規定する島しょ地域をいう。以下同じ。)に勤務する職員(改正後の規則第二条の二から第二条の四までの規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。)の地域手当の支給額は、令和十年三月三十日までの間、改正後の規則第二条、第二条の三及び第二条の四第一項並びに附則第二項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分		割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九	
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六	4
		改正後の規則第二条の三及び第二条の四第一項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員の地域手当の支給額は、令和十年三月三十日までの間、改正後の規則第二条、第二条の三及び第二条の四第一項並びに附則第二項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の四

期間の区分	割合

5 島しょ地域に勤務する職員であつて、都外地域及び学校職員の地域手当に関する規則(昭和四十三年教育委員会規則第十七号)の別表上欄に掲げる支給地域のうち東京都の部以外に規定する支給地域(以下「学校職員の都外地域」という。)から異動後三年以内の者(改正後の規則第二条の四第一項に規定する異動後三年以内の者をいう。)(改正後の規則第一条の三及び第二条の四第一項並びに前項の規定により地域手当の支給額の定められる職員を除く。)の地域手当の支給額は、令和九年三月三十日までの間、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、合計額(同条に規定する合計額をいう。以下同じ。)に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の五・四
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二

百分の五・四

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定による採用の前日に都外地域及び学校職員の都外地域に在勤していた定年前再任用短時間勤務職員が当該採用の日に在勤する地域が島しょ地域である場合、当該採用を異動とみなして、前項の規定を適用する。

7 改正後の規則第二条の四第二項及び第三項並びに前項の規定は、施行日以降に地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員について適用する。

8 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、改正後の規則第二条の三に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の四第二項及び附則第六項の規定を適用する。

9 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用職員」という。）又は改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用（令和七年四月一日以降の採用に限る。以下同じ。）された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）で島しょ地域に勤務する者のうち、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日（同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。）に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあっては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から

引き続き島しょ地域に勤務していった定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続き島しょ地域に勤務した後定年退職

日相当日に退職した者で退職前から引き続き島しょ地域に勤務するものにあっては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続き島しょ地域に勤務していった定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として採用される前に島しょ地域に勤務していた期間と退職年前再任用短時間勤務職員として採用される前に島しょ地域に勤務していった期間と退

職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続くものとみなして、改正後の規則第二条の四第一項及び附則第五項の規定を適用する。

10 前項の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員で都外地域に勤務する者について準用する。この場合において、前項中「島しょ地域」とあるのは、「都外地域」と読み替えるものとする。

11 改正後の規則附則第三項の規定により地域手当の支給額の定められる職員のうち島しょ地域に勤務する職員にあつては、令和十年三月三十一日までの間、改正後の規則附則第三項の規定にかかわらず、合計額に次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額とする。

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	百分の十六

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百八号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発規則（平成十三年東京都規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三十四円」を「四十一円」に改める。

附則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに貸し付けた貸付期間が一月末満の一時貸付けに係る貸付料については、なお従前の例による。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百九号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、」を、「中央卸売市場」の下に「、スタートアップ戦略推進本部」を加え、同条第二号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

第七十六条第一項中第二十八条を第二十九号とし、第二十七号の次に次の二号を加える。

二十八 職員の旅費に関する規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）第二条第一項第九号に規定する登録包括信用購入あつせん業者に支払う旅費に相当する経費

第八十一条第七項第二号中「支給表に各人の領収印を押させた上、」を「会計管理者が別に定める方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令

● 東京都訓令第四十九号

事 中 一 般
支 業 所 府

特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都訓令第九号）の一部を次のように改正

する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

二 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給することとされている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第二号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

1 この訓令は、令和九年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の規程」という。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の規程第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十三」とする。

発行 東京都	番号 163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	本号
郵便番号 163-8001	三〇円
定価 一箇月 六、六〇〇円	三 鈴印刷株式会社
（郵送料を含む。）	東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 ○三(五三三二)一一一(代)	郵便番号 101-0051